

令和3年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年6月4日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第23号 芸西村手数料条例の一部を改正する条例

議案第24号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第25号 芸西村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第26号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（第1号）

議案第27号 村道路線の認定について

日程第4 報告第2号 令和2年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第3号 令和2年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

招 集 年 月 日 令和3年6月4日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	恒石 浩良
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	吉永 卓史	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔	健康福祉課長補佐	常光 紘正

※新型コロナウイルスの感染防止対策として、課長級以上の出席
(ただし答弁予定の課長補佐は出席)

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和3年6月4日（金）

[9:00 開会]

《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告がお手元に配布のとおり提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じまして、7番小松康人君、8番松坂充容君を指名をいたします。

《日程第2》

○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、5月28日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手許に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月4日から10日までの7日間とするものです。本日は、議案第23号から第27号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることといたします。その後、報告第2号と第3号の報告を受けることにいたします。5日から8日までは議案精査のため休会といたします。9日は一般質問を行っていただきます。10日は、議案第23号から第27号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月10日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従いまして、会期は本日から6月10日までの7日間に決定をいたしました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 池田 廣 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症関連ですが、報道等でご存じのことと思いますが、高知県においては直近7日間の新規感染者数等が基準を上回ったため、5月26日から6月8日までの2週間、対応ステージ5段階で上から2番目の「特別警戒」に引き上げました。それ以降も、新規感染者数は増加傾向のまま推移しておりまして、現在、全療養者数や病床占有率などは非常事態の水準を超えており、大変緊迫した状況が続いております。

ウイルスについては、変異株が主流になっていると見られ、これまで県内でも感染が確認されておりますが、関東圏では既に別の形の新たな変異株によるクラスターも複数発生するなど、これから全国的に従来株から変異株への置き換わりが急速に進むことが予想されております。特に変異株は、若年層を中心に感染が拡大する傾向にあり、行動範囲の広い若年層や会食から職場内や家庭内、そして高齢者にウイルスが持ち込まれるメカニズムが指摘をされておりますので、感染防止に対する一人一人のより緊張感を持った行動が求められるところでございます。

一方、村内の新型コロナワクチン接種につきましては、4月23日に65歳以上の高齢者に対して接種券及び接種のお知らせを個別に送付し、5月18日までに930名を超える予約があり、24日から村内の医療機関等で接種が始まっております。特に、医療従事者の皆さまには通常診療に加えての作業となり、大変なご負担をおかけしている状況でありまして、この場をお借りし、心からの敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

ワクチン接種の体制につきましては、医療機関の数に加えて医療従事者の勤務体制や、医師、看護師等スタッフのワクチン接種の進め方に関するご意見などにより、それぞれの自治体で状況が異なります。本村では接種の受け付けや準備、当日の接種体制などについて、これまで医療機関と協議を重ね、ご意見を聞かさせていただきながら、現在の形で接種を進めております。

今後も、ワクチンの供給状況等により左右される部分はありますものの、随時医療機関の皆さまとの協議を行い、順次ワクチン接種の準備を進めてまいります。

機構・人事は、本年4月1日付けの人事異動では、課長級に女性1名を登用、また教育委員会には新たに課長補佐を配置しました。複雑多様化する住民ニーズに対応するため、責任ある役職を増やし、今後の人材育成を実施してまいります。また、男女共同参画や社会・文化の多様化、柔軟な発想等、多角的なスキルが求められている中で、女性の主要なポストへの登用も重視してまいりたいと考えております。

また、現在10月採用予定で職員を募集しており、一次試験を7月に予定しております。

知事行脚は、5月11日に県内のトップをきって、県民座談会「再び、濱田が参りました」が開催されました。知事にはリニューアルオープンしたロイヤルホテル土佐で昼食をとっていただいた後、かつぱ市と集落活動センターでそれぞれの取り組みを見ていただきました。和食ダムでは進捗状況を、和食川河口部の導流堤や次世代ハウス農家視察では、現場を直に見ながら説明を聞いていただくことで、より具体的に課題をご理解いただけたと感じております。視察後の座談会では「芸西村の農業をとりまく課題について」と題して、JA高知県芸西支部、園芸研究会の花弁部、ピーマン部、ナス部の各部長と活発に意見が交わされ、大変有意義な会合となりました。今後も、県には地域の課題に対し、実効性のある政策を実施していただけますよう、これまで以上に積極的に提案、要望を重ねてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する地方創生臨時交付金ですが、第2次の実施計画を策定し国への申請準備をしております。引き続き、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援に向けた事業を行ってまいります。

ふるさと納税は、4月末にふるさと納税特設サイト「げいせいふうしん」を開設したことで、情報発信や寄附者からの問い合わせの一元化が可能となりました。人気特産品のPR、寄附金の活用実績など村の取り組みや魅力を発信するとともに、返礼品の発送状況の開示や問い合わせなどへの対応をより迅速にし、寄附者の利便性向上を図ってまいります。

次に、地域振興ですが、ロイヤルホテル土佐は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、長期にわた

る事業休業を余儀なくされるなど、企業活動に大きな影響が生じておりました。4月初旬より地域の企業存続支援である大規模宿泊事業者・事業継続支援補助金を活用して、1階カフェとショッピングプラザを改修し、5月1日にリニューアルオープンしました。同ホテルは、東部観光の重要拠点としてだけでなく、地域に根付き村民の皆さまが気軽に足を運んでいただける親しみのある施設となるよう、今後も企業努力を続けていく方針をお持ちであり、村としても観光事業とのタイアップなどにより、地域の魅力を発信する大きな窓口にもなっていると期待しておりますので、今後も積極的に情報共有、情報交換を続けてまいります。

また、昨年に引き続き、落ち込んだ消費の回復と地域経済の活性化に向けた事業として、村内の飲食店を利用される方を対象に、飲食代の一部を助成する飲食店応援事業を実施いたします。コロナウイルスの感染状況により、期間の変更や中止の可能性はありますが、対象を前回の3万人から10万人に増やし、9月1日からの実施に向けて関係機関との調整をいたします。今後のリピーター増を目指し、事業効果の検証を行いながら進めてまいります。

統計は、6月1日を基準日として経済センサスが実施されます。国の直轄調査を含めて、村内161の事業所が対象となっていますので皆さまのご協力をお願いいたします。

住民福祉・保健衛生は、5月には、新型コロナウイルス感染症の影響で心身や社会性の活力低下が心配されるため、フレイル予防や体力づくり、健康意識の向上を目的に、各ふれあいセンター等でバランス栄養教室、体力測定の事業を延べ14カ所で行いました。今後も感染状況に注意し、各種事業を行ってまいります。

また、65歳以上の方に心身機能等の状況把握を目的としたチェックリストを送りました。今後の集計結果をもとに、個別訪問や介護予防事業への取り組みを進めてまいります。

6月から8月には、高齢者世帯や障害者を中心に脱水・熱中症対策として、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、また民生委員、村内居宅介護支援事業所のご協力をいただきながら予防啓発活動を行ってまいります。

また、国において令和3年度分の住民税が非課税の子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、18歳未満の児童を養育する父母等に児童1人当たり5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症によるさまざまな影響が長期化する中で、村民の皆さまの生活支援と地域経済の活性化を目的として、芸西村の住民基本台帳に登録されている方に、村内の商店等で使用できる生活支援地域振興券事業に取り組んでまいります。

冒頭で申し上げましたワクチン接種につきましては、接種を希望する高齢者で予約が取れなかった方に対して、ご迷惑をおかけしております。医療機関と協議を行い、7月から接種が受けられるよう、現在準備を進めております。高齢者の次に接種順位の高い、基礎疾患がある方や高齢者施設等の従事者等につきましては、6月広報のチラシで全戸にお知らせし、現在接種券発行手続きのご案内を行っております。

地籍調査は、本年度の補助金を県に要望しておりましたところ、見込みより多くの補助金額の内示をいただきましたので、当初の予定を変更し、調査対象地区を拡大して事業を実施するための関連予算を計上しております。また、事業説明会につきましては全国的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、昨年同様に所有者、関係者の皆さまには資料の送付により説明を行うことといたします。

移住促進は、移住者向けの分譲宅地につきましては、販売に向けて測量登記作業や地質調査に着手しており、8月末に完了予定です。今回の補正には移住希望者に向けた販売促進活動に必要な予算を計上しております。販売価格については、現在、不動産鑑定士のご意見や販売実績のある自治体から情報を提供していただきながら、各種条件や販売方法を整理し、慎重に検討を重ねてまいります。

次に、農業ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている花卉農家支援の一環として、各公共施設にフラワーアレンジメントを6月末まで継続して行っております。

園芸用ハウス整備事業については、申請のあった3件を事業決定し、5月12日に事業実施主体による入札が行われ着工しております。

環境制御技術普及促進事業は、本年度も8件の農家から計画が挙がっております。現在、県の審査が行われており、承認後は速やかに事業の決定が行えるよう準備を進めております。

担い手の確保、育成支援としましては、新たに就農希望者1名が、4月より2年間の予定で、現在、高知県農業担い手育成センターでの研修に励んでおります。また1名の方が7月末に2年間の研修を終え、新た

に就農する予定となっておりますので、安芸農業振興センターやJA等関係機関と協力し継続した支援を行ってまいります。

毎年恒例の行事であります幼稚園児による収穫体験交流事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年度に続き中止となりました。

林業は、松くい虫防除対策としまして地上散布の発注を行いました。7月末までに3回の防除作業を予定しております。また本年度は樹幹注入も予定しており、冬場の実施に向け松の調査作業を行っております。

商工・水産ですが、商工では新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げが減少していることに加え、感染防止対策費用が負担になっている事業者もおられます。議会からもコロナ対策交付金の使途について貴重なご意見もいただいておりますので、新しい生活様式に対応するための、感染防止対策支援予算を計上しております。

水産につきましても、水揚げしても販売が振るわない状況になるなどの影響が出ております。7月から9月にかけては燃料を多く使用する漁もあり、さらなる負担が想定されますので、漁業支援の関連予算を計上しております。

そのほか、令和2年12月16日から約1カ月間、高知県が行った営業時間短縮要請に伴い影響のあった事業者に対し、事業継続のための支援などの関連予算を計上しております。

次に、公営住宅につきましても、適正な維持管理に努めておりますが、早急に改修が必要な案件が生じたため関連予算を計上しております。北芝団地建設事業は本契約を締結し、2月末の完成を目指し工事を進めてまいります。

次に、土木ですが、道路事業では、維持補修、舗装修繕、草刈等の管理業務と和食旧道の側溝改修工事、桜ヶ池線の防護柵更新工事、和食排水機場北側の千原線の舗装工事を発注しました。

交付金事業では、サンシャイン旧店舗東のシルデン線の拡幅工事と、江渡川沿いの橋ノ本線路側改修工事を発注しました。シルデン線拡幅工事は、支障となる電柱の移転に関する費用が必要となったため、今回の補正に予算を計上しております。

県の瓜生谷地区河川改修事業に伴う橋の架け替えは、上流側の西地橋の工事が5月末に完成しました。下流側の中村橋は夏頃に発注できるように準備を進めていると報告を受けております。

治水対策では、村内3カ所の排水機場の管理業務やブルドーザーの保守点検業務を発注して、大雨のシーズンへの備えを進めました。

高規格道路整備では、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの区間が、令和7年春頃の開通予定との発表がありました。同区間が開通いたしますと、高知市内への移動時間もさらに短縮され、村にとりましても定住人口の拡大や地域の活性化にもつながるものと期待をしております。

環境衛生では、毎年6月の第3日曜日に行っております「芸西村環境の日」の清掃活動は、昨年を引き続き新型コロナウイルス感染予防のため村内全体での活動は中止し、自主的に取り組む地区には物品等の支給を行うことといたしました。

水道事業では、高規格道路整備に関連する本管移設の設計が完了し、工事内容に関する協議を土佐国道事務所と行っております。また、上下水道会計の公営企業会計への移行に向けましては、債務負担行為による複数年の委託契約を締結して準備を進めることとしております。

消防・防災は、消防関係では、消防団の総会が5月14日に開催予定でしたが、感染拡大防止のため、昨年度に続き書面決議とし、団長及び副団長が改選されております。本年度の退団者は4名、入団者は1名となっております。

防災関係では、防災行政無線の操作卓入替工事が完了し、自動合成音声での放送が可能となりました。あわせて、メール配信サービスもリニューアルする予定で、職員の操作研修も行いながら、7月から運用開始できるよう準備を進めております。

また、国において災害対策基本法が改正され、5月20日から大雨警戒レベルの運用が見直されております。今後、台風や大雨が心配される時期にもなりますので、新たな警戒レベルの運用や住民の皆さまへの周知等、必要な準備を進めてまいります。

次に教育は、本年度も、保育所・幼稚園・小学校・中学校は、それぞれの年間計画に基づいて保育・教育が始まりました。感染症対策につきましても、引き続きマスクの着用や手指消毒等を、熱中症予防にも留意しながら行ってまいります。

文部科学省が進めるGIGAスクール構想は、小中学校の校内情報通信ネットワーク、全普通教室への電子黒板、1人1台の児童生徒用端末が整備されましたので、現在、教職員の情報セキュリティポリシーの研修や、タブレット及び学習支援ソフトの取り扱い方法の研修を行っております。

修学旅行は、小学校は5月に予定しておりましたが、11月に延期いたしました。中学校は、7月に3年生、10月に2年生が予定しておりますが、その他の学校行事も含めまして、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら判断してまいります。

例年7月最終土曜日に開催しておりました納涼祭は、イベントの性質上、感染症予防対策が難しく村民の方々の健康と安全を最優先に考えた結果、納涼祭実行委員会により、中止とすることが決定しております。

文化資料館・筒井美術館では、5月9日まで、地域記録集完成記念展「土佐の村々・芸西久重地区編」と「田村寿男 民俗写真展・ぼくの村は山をおりた」を開催し、村内外から905名の方が来館されました。

図書館では、4月から読書記録通帳が利用できるようになり、373名に発行いたしました。

次に、特別会計です。

国民健康保険ですが、令和2年度の特典健診は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もあり、受診率の速報値は、対前年度比約5.9%減の34.4%となりました。

8月4・5日には、村民会館におきまして、がん検診、集団健診を予定しております。昨年度に引き続き、事前予約制を導入し、感染対策を行いながら実施いたします。

今議会に提案いたしました議案は、条例3件、補正予算1件、その他1件、報告2件の合計7件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させていただきますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 池田廣 議長

次に、日程第3、議案第23号から議案第27号までを一括上程をいたします。議案順に順次説明を求めます。山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

議案第23号芸西村手数料条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、個人番号カードの発行に係る法律の改正に伴い、所要の条例改正を行うものです。地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されたことに伴い、再発行手数料を削るものです。なお、市町村は、法律の規定に基づき地方公共団体情報システム機構との委託契約を根拠に再交付手数料を徴収することになります。

続きまして、議案第24号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者が重篤な症状を負った場合や事業収入が前年に比べ一定以上減少した場合の保険料の減免について、必要な事項を定めるものです。

○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第25号芸西村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明します。今回の改正は、審査の申し出手続き等における書面への押印及び署名を不要とするものです。

続きまして、議案第26号令和3年度芸西村一般会計補正予算（第1号）を説明します。

1ページをお願いします。

令和3年度芸西村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3098万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9238万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

7ページをお願いします。歳入です。

(p 7) 55 款 5 項 5 目、民生費国庫負担金 728 万 6 千円増。ワクチン接種に関する国庫負担金です。

(p 7) 10 項 3 目、総務費国庫補助金 7474 万 5 千円増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

(p 7) 5 目、民生費国庫補助金 409 万 1 千円増。低所得の子育て世帯に対する特別給付金の国庫補助です。

(p 7) 10 目、衛生費国庫補助金 797 万円増。ワクチン接種体制確保事業への国庫補助金が主なものです。

(p 7) 60 款 10 項 5 目、総務費県補助金 681 万円増。事業配分額の増額によるものです。

(p 7) 15 目、衛生費県補助金 11 万円増。

(p 8) 20 目、農林水産業費県補助金 36 万 9 千円増。

(p 8) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 2934 万 2 千円増。

(p 8) 85 款 15 項 10 目、雑入 25 万 7 千円増。こちら高規格道路の用地買収に伴うレンタルハウスの補助金の返還です。

続いて、歳出です。

(p 9) 5 款 5 項 5 目、議会費 219 万円増。感染症対策として、会議資料のペーパーレス化、また議場内の感染予防を行います。

(p 9) 10 款 5 項 20 目、財産管理費 263 万 8 千円増。野外劇場多目的トイレの改修とかっぱ市の備品購入費が主なものです。

(p 9) 50 目、電子計算費は財源内訳の変更です。

(p 9) 25 項 15 目、地籍調査費 681 万円増。事業配分額の増額によるものです。

(p 10) 35 項 5 目、企画費 3238 万 6 千円増。臨時交付金事業で村内の飲食店への支援事業を実施します。

(p 10) 15 款 5 項 5 目、社会福祉総務費 3918 万 8 千円増。臨時交付金で、1 人 1 万円の商品券を配布します。

(p 10) 15 目、老人福祉費 66 万円増。

(p 11) 10 項 5 目、児童福祉総務費 409 万 1 千円増。対象となる世帯へ特別給付金を支給します。

(p 11) 15 目、児童福祉施設費 31 万 1 千円増。

(p 11) 20 款 5 項 5 目、保健衛生総務費 420 万 1 千円増。予防接種に必要な体制確保事業の費用を計上しております。

(p 12) 10 目、予防費 1374 万 5 千円増。今後のコロナワクチン接種に必要な経費を計上しております。

(p 12) 10 項 15 目、し尿処理費 33 万 2 千円増。

(p 12) 25 款 5 項 15 目、農業振興費 299 万 5 千円増。ほ場トイレの改修工事が主なものです。

(p 13) 15 項 5 目、水産振興費 120 万円増。臨時交付金で漁業者への燃料費の補助を行います。

(p 13) 30 款 5 項 5 目、商工振興費 850 万円増。感染対策を行う事業者への支援と、県が行う営業時間短縮要請対応臨時給付金への上乗せ補助を計上しております。

(p 13) 35 款 10 項 10 目、道路新設改良費 100 万円増。村道工事に伴う電柱移転等の保証です。

(p 14) 15 項 5 目、河川総務費 80 万円増。

(p 14) 20 項 5 目、住宅維持管理費 50 万円増。

(p 14) 15 目、改良住宅維持管理費 164 万円増。シロアリ被害による改修工事です。

(p 14) 45 款 5 項 10 目、事務局費は財源内訳の変更です。

(p 14) 10 項 5 目、学校管理費 161 万 3 千円増。臨時交付金で感染症対策工事等を計上しております。

(p 14) 10 目、教育振興費 67 万 1 千円増。

(p 15) 15 項 5 目、学校管理費 16 万 9 千円増。

(p 15) 10 目、教育振興費 353 万 3 千円。臨時交付金で感染予防のため備品等を購入します。

(p 15) 20 項 5 目、幼稚園費 74 万 1 千円増。

(p 15) 25 項 10 目、社会教育施設費 106 万 6 千円増。臨時交付金で換気機能付きエアコンを設置します。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第 27 号について説明をいたします。

村道路線の認定について。道路法第 8 条第 1 項の規定により、村道路線を下記のとおり路線認定したいので同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

整理番号 196、路線名は北江川線、起点が芸西村和食字江川甲 150-3、終点が芸西村和食字北江川甲 183-4、延長が 127.41 メートル、幅員が 3.4 メートルから 4.0 メートルとなっております。

北江川線の位置につきましては、添付の地図のとおりです。

今回の認定は、高規格道路整備に伴う叶木地区の河川付け替え工事で整備された北江川線の路線認定を行うものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《日程第 4》

○ 池田 廣 議長

日程第 4、村長より、お手元に配布いたしましたとおり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして繰越計算書の報告が提出されております。

この際、繰越計算書の説明を順次求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

報告第 2 号を説明します。令和 2 年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

1 ページをお願いします。

10 款 5 項、空気清浄機等購入事業、翌年度繰越額 490 万円。

同じく 35 項、大規模宿泊事業者事業継続・再開支援事業 2500 万円、観光施設等緊急整備事業 624 万 4 千円、イベント用コロナ対策用品購入事業 120 万 4 千円。

15 款 5 項、コロナ対策物品購入事業 649 万 6 千円、コロナ対策新生児特別給付金事業 20 万円。

25 款 5 項、農産物集出荷施設等整備事業 433 万 3 千円、食肉センター整備事業負担金 148 万 8 千円、農村地域防災減災事業 3499 万 2 千円。

10 項、山地災害防止事業 4097 万 7 千円。

15 項、西分漁港個別施設計画策定事業 497 万 6 千円。

35 款 10 項、防災・安全社会資本整備交付金事業 4317 万 3 千円、社会資本整備総合交付金事業 1950 万円。

20 項、分譲地整備事業 1130 万 1 千円、地震対策空き家改修事業 3698 万 1 千円、住宅耐震化促進事業 4079 万 3 千円。

以上で説明を終わります。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

報告第 3 号令和 2 年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

1 ページをお願いします。

5 款 5 項、布設替実施設計事業、翌年度繰越額 430 万円。同じく 5 款 5 項、県営和食ダム建設事業、翌年度繰越額 780 万円。

以上となっております。

○ 池田 廣 議長

以上で報告を終わります。

《散会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

[9 : 42 散会]